

第1回犯罪被害者等支援検討委員会開催結果

1 日時・場所

令和4年6月28日（火）午後3時～5時30分／京都府公館第5会議室

2 出席者

(1) 委員

曾我部委員、高橋委員、中川委員、平井委員、藤岡委員、藤垣委員、道本委員、吉岡委員

(2) 京都府

京都府府民環境部長、同部副部長、安心・安全まちづくり推進課長 他関係課

3 傍聴者

2名

4 議事の概要等

(1) 委員長の選出について

(2) 京都府の治安情勢について（資料1）

(3) 京都府の犯罪被害者等支援の取組について（資料2、3）

(4) 京都府警察の犯罪被害者等支援の取組について（資料4）

(5) 犯罪被害者等支援アンケート調査結果等について（資料5）

(6) 意見交換（主な意見）

① 条例検討のあり方について

- 犯罪被害者等基本法、基本法に基づく犯罪被害者等基本計画の方向性を踏まえて市町村等関係機関の支援実態及び犯罪被害者の実態との観点から条例を検討し、具体的施策を検討しなければならない。
- 被害者アンケートの声に応えるために、どんな施策が必要か、その施策を実行するために条例にどのように規定することが必要かを考えることが重要である。
- まずは、スタンダードなものとして、他府県の条例や、被害者が創る条例研究会が示しているモデル条例案等を参考に案を作ってはどうか。その上で、意見交換を行い都道府県によって独自性を出しているところを採用できる部分は採用していく姿勢が必要である。
- 他府県の条例を項目毎に分解・整理した資料と共に、案を提示し、過不足を議論してはどうか。
- 他府県の条例を見ても、最近に制定されたものは、社会情勢の変化に伴い、より充実した内容となっていくている。今、被害者支援において社会的に課題となっている事に対して、京都府としての具体的な解決策を検討していく中で、京都府のオリジナリティーが出てくるのではないかな。
- 府民の意見の代弁者として議員の方の意見も聞いていただき、被害者支援に対する府民感覚とはどのようなものかという視点も入れ、進めていただきたい。

- 国の計画と同様、府の計画も見直しながら進めて行く必要がある。条例に具体的施策を書くわけではないので、条例を達成するためには様々制約があると思うが、5年計画で一步步、計画の実現に近づいていくよう、府民からも見える形で進めなければならない。三重県の条例や計画は他よりも抜きんできているので、参考にしてほしい。

② 条例に含める内容について

- 被害者支援の対象をどうとらえるか。事故、加害者の心神喪失による不起訴事案、自死、同性パートナー等、現行制度では対象外となる方の支援をどうするかという課題がある。犯罪被害者等基本法に基づく個々の支援制度を理解した上で、現行制度の対象外となっている人や支援領域の境界又は外側にいる人に対する支援制度をいかに考えるか、検討する必要がある。
- 犯罪被害者給付金は、同性パートナーの場合は法律では対象と認められなかったが、条例でこれを補填する何か制度を作ってもいいのではないか。
- SNS等による誹謗中傷に関しての対策は、人権擁護の観点や教育現場等でそれぞれ対応されているとのことだが、二次被害に対する支援として検討が必要である。
- まだまだ、被害者の弁護士アクセスが不十分である。これには弁護士費用の問題もあると思われる。弁護士費用の負担を府が行うことにより、被害者の弁護士へのアクセスが少しでも進むのではないか。

③ 府、市町村、民間団体等の役割・連携について

- 行政ができること、民間支援団体ができること、それぞれ適した役割があり、民間支援団体と一緒に支援を進めていくことが重要である。
- 生活困窮者支援金、緊急生活支援金、社会的弱者支援など、犯罪被害者支援に使える様々な福祉的制度は存在しているが、これをコーディネートする方がいない。こうした制度をうまく活用して支援を進めることができるような調整役が求められる。
- 犯罪被害者支援に使える様々な福祉的制度のコーディネートを担うのは、まさに府の社会福祉協議会である。府の社会福祉協議会との連携を検討することが必要ではないか。
- 市町村の窓口は設置されているが、問題は質。質を上げるためにも、府の計画に市町村の条例を更新していくということを盛り込んではどうか。
- 相談体制を犯罪被害者支援センターに委託している京都市と、その他の市町村では支援体制の違いがあり、地域によって差があることは課題である。
- 市町村において、被害者支援は危機管理部局等で対応しており、ここ5年以内で相談は1件あるかないか程度。被害者支援に専属の職員を配置するのは困難な状況である。
- 現在、警察が中心となっている被害者支援連絡協議会において、更に府や市町村等の支援情報を共有し連携できる仕組みが必要ではないか。

④ 人材育成等について

- 社会福祉士等の都市部への偏りや人材不足等、実態としての市町村における被害者支援体制の脆弱性をどう克服するのか、誰が被害者に寄り添い支援するのか、実効性のあるものにするには、そこまで考える必要がある。
- 行政の窓口となる人材の育成は重要である。被害者が抱える思いや心情などを数多く聞いてきた人の対応能力は優れている。そうした人こそ、良い人材であり、今後、必要とされる。長野県の条例には、人材育成が明記されているので、是非取り入れていただきたい。
- 以前、寄り添う支援の難しさについて、被害者支援に携わられた警察の方のお話を聞いたことがあるが、やはり被害者の方に一番に接するのは警察の方なので、その部分は担っていただく役割は大きいと感じている。